

我が国のキャッシュレス化への課題



(株)野村資本市場研究所 研究理事 淵田 康之

～要旨～

キャッシュレス化の推進には、現金利用の抑制と電子決済の促進の二つの方策があるが、後者を伴わなければ前者は円滑に実現しない。

電子決済には、銀行振込や自動引落とし、クレジットカード、デビットカード、電子マネーなどの従来型に加え、近年、スマートフォンを活用した決済など新たな電子決済が台頭している。

我が国は、新旧いずれのタイプの電子決済も、諸外国に比べて普及しているとは言い難い。未来投資戦略としてキャッシュレス化推進が掲げられているが、目標設定にも施策の中身にも問題がある。

英国、米国、さらにはインドなど、各国で抜本的な決済改革が始動しており、このままでは彼我の差はさらに拡大しよう。省庁の垣根を超え、また官民一体となった取組みが不可欠である。

1 キャッシュレス化の方策

(1) 現金利用の抑制策

キャッシュレス化を進展させるためには、現金利用の抑制と電子決済の促進の二つの方策がある。現金利用の抑制策を混乱なく導入する上では、その前提として、現金を代替する電子決済の普及が不可欠であるため、本稿は電子決済の促進策に焦点を当てる。ただし、わが国としても、何らかの現金利用の抑制策の導入は望ましいと考えられるため、最初に簡単に触れておこう。

現金の利用抑制策としては、高額紙幣の廃止、現金による高額取引の禁止、小額硬貨の廃止の3つがある。このうち小額硬貨の廃止は、製造コストを含む各種コストの削減や、効率性の向上のため、北欧やカナダなどで実施されてきた経

緯がある。最近では韓国が、「コインレス社会」の実現を目指し、お釣りを現金ではなく、電子マネーや銀行口座振込とする仕組みを導入しつつある。

一方、高額紙幣の廃止や現金による高額取引の禁止は、脱税対策や、マネーロンダリング、テロリストファイナンス対策などを目的に、欧州やインドなどで導入されている。米国でも、100ドル札を廃止すべきとの議論が活発である。

最高額紙幣を廃止しても、その次の額面の紙幣が不正に利用されるという問題があるため、現金による高額取引の禁止を合わせて導入することが望ましいとされる。ただし、後者は、最初から闇で現金取引を行う者には、効果はない。従って、高額紙幣の廃止の優先度が高い。

100万ドルを運ぶ場合、20ドル札だと50キロ

グラム重さとなるが、100ドル札であれば重さは10キログラムとなり、バッグ一つの受け渡しで、記録を残すことなく取引が完了する。100ドル札は日常生活では殆ど使われていないため、このメリットを最も享受しているのは、犯罪者というわけである。

しかしわが国では、最高額紙幣である1万円札が、極めて日常的に利用されている。わが国が安全な国だからという指摘もあるが、白昼、何億円もの現金強奪事件も生じるなど、看過すべきではない現実もある。ただわが国では現金利用抑制策の導入は、庶民の日常生活に大きな影響をもたらすことになるため、やはり電子決済促進策を通じて、現金に大きく依存しなくても済む環境を整備することが重要となる。

(2) 従来型の電子決済分野

電子決済は、従来型の電子決済と新たな電子決済の二つに分けられる。従来型の電子決済の代表は、銀行預金を用いた振込みや引落しである。歴史を振り返れば、銀行預金の登場自体が、キャッシュレス決済を実現するイノベーションであった。その後、銀行間決済ネットワークや中央銀行の決済サービスの発展により、銀行預金は電子決済の中核に位置づけられるようになった。

わが国の場合、1970年代に銀行間決済システムを完成させるなど、同分野では世界最先端を誇る国であった。しかし、その後、諸外国もリアルタイム決済のみならず、システムの24時間365日稼働や、決済に伴うリッチな付加価値データの送信も実現するなど、日本を上回るシステムを導入しつつある。そこでわが国も、キャッシュアップを急ぐ状況となっている。

従来型の電子決済には、この他、クレジットカード、デビットカード、そして電子マネーが

ある。クレジットカードは、多くの国で銀行が主たる担い手であるが、わが国では、かつて銀行に対してクレジットカード業務への参入を制限してきた。主管官庁も経済産業省である。またデビットカードは、利用可能店舗が少なく、利用可能時間が制約される場合もあることから、未だ利用は限定的である。電子マネーは、公共交通や小売店舗での利用が活発であるが、現金の引き出しが出来ず、また殆どのサービスは、諸外国で普及しているサービスとは異なる仕様を採用しているため、内外一体での利用が実現しにくいといった問題を抱えている。

我が国は、このように従来型電子決済の分野において、各種の課題を抱えているが、次に見るように新たな電子決済の分野も、諸外国に比べて普及が遅れている（表1）。

2 新たな電子決済を巡る状況

(1) 個人間送金とQRコード決済

新たな電子決済としては様々なものがあるが、携帯電話やスマホ（スマートフォン）など、モバイル情報端末の急速な普及を受けて登場したタイプのものが多い。

特にキャッシュレス化に寄与する動きとして注目すべきは、これまで現金が用いられることが多かった個人間のお金のやり取りにおいて、モバイル決済が世界的に普及していることである。この場合、送金相手の銀行口座番号などを入力する必要はなく、モバイルから送金相手の電話番号やメールアドレスなどを選択し、金額を入力するだけで簡単に送金が可能である。

送金の際に、相手にお礼や送金目的などのメッセージを同時に送れるタイプのものも多い。割り勘機能が装備されている場合もある。送金手数料は無料、というサービスも少なくない。

このような個人間送金サービスは、家庭教師

表1 我が国における電子決済を巡る状況

従来型の電子決済	銀行振込・引落し クレジットカード デビットカード 電子マネー	世界に先駆け1973年に銀行間ネットワークを構築。しかし24時間365日の稼働や付加価値データ送信などでは後れ。2018年にキャッチアップ予定 過去、長期にわたり、銀行に対する参入規制が課された経緯 銀行界主導で導入されたJ-Debitの普及は進まず 交通系、流通系など普及。ただし現金引出し不可。殆どのサービスは、諸外国で普及するものとは仕様が異なる
新たな電子決済	モバイル個人間送金 銀行口座引落型モバイル決済 モバイル非接触決済 QRコード決済 モバイルPOS 電子商取引関連	携帯電話会社やFinTechのサービスはあるが普及途上。全銀協は検討中 改正銀行法で電子決済等代行業者を規定。2018年よりサービス可能におサイフケータイでは世界に先行したが、海外への普及には至っていない 普及途上 多数のサービスが利用可能 電子決済をサポートする仕組みも登場しているが、現金による代引きやコンビニ収納代行も多用される

(出所) 野村資本市場研究所

などへの謝礼や屋台など小規模店舗での少額決済にも利用可能であるが、QRコードで支払側と受領側の情報をやり取りする手法を採用することで、より本格的な決済サービスとなる。

決済情報のやり取りは、ICチップが搭載されたカードやモバイル機器を、店舗等のリーダーにかざす、NFC(Near Field Communication)方式などでも可能であるが、この場合、支払側と受領側、それぞれが対応する機器を用意する必要がある。これに対してQRコード決済の場合は、アプリのダウンロードと画像情報の読取りで済む。低コストで利用可能であるため、モバイル決済の裾野の拡大につながっている。

例えば、世界的にシェアサイクルが人気となっているが、利用者は自転車に貼付されたQRコードを読み取ることで決済を完了でき、事業者にとっても代金回収が容易であることが、このようなサービスの拡大を支えている。

モバイル関連では、この他、従来型のリーダーではなく、スマホに簡易な機器を接続するだけで、より低コストで、また外出先などでもキャッシュレス決済を受けられる、モバイルPOSと呼ばれるサービスも普及している。

(2) 電子商取引の拡大とモバイル決済

このように実店舗において、QRコード決済やモバイルPOSなどの新たな電子決済の普及が始まっているが、近年拡大が著しい電子商取引においては、決済も電子決済が選択されることが多い。この分野でも単純にカード番号などを画面上で入力する従来型の決済ではない、新たなサービスが登場している。

例えば、購入側がカード番号などを相手に知られたくない、あるいは店舗ごとに毎回カード番号などを入力するのは面倒といったニーズを受け、1990年代末に登場したのが元祖FinTechともいべきペイパルである。顧客はペイパルのアカウント一つで、様々な商店での決済を実行できる。

また販売側、すなわち電子商取引店舗を新たに開設しようとする中小事業者などが、ウェブサイトで簡単に電子決済の仕組みを導入可能とする、ストライプなどのFinTech企業のサービスも登場している。

スマホの普及につれ、電子商取引の舞台もパソコンからスマホにシフトしつつあり、スマホが実店舗と電子商取引の双方で利用可能な電子

決済手段と位置づけられるようになるなか、実店舗と電子商取引のハイブリッド的な利用も生じている。例えば、自動車相乗りサービスのウーバーでは、スマホの地図上で利用可能な車を選択でき、利用料の決済もスマホ上で完了する。またアマゾンが全米主要都市に展開するリアル書店では、現金決済ができない一方、スマホ上で自分のアマゾンのアカウントを用いて決済することができる。

スマホ決済においては、小銭や紙幣を入れたお財布や、カードを何枚も入れたカードケースの携帯は不要であり、スマホや FinTech のサービスを用い、自分の利用するクレジットカード、デビットカード、電子マネーを登録し、利用シーンに応じて選択して決済するという手法が利用されている。

欧州の電子商取引では、Payment Initiation Service Provider (PISP) と総称される FinTech のサービスも普及している。消費者が決済時に PISP を選択すると、PISP が消費者に代わり、消費者が予め登録した銀行口座から代金を引落とし、消費者の代わりに支払いを実行するのである。

(3) 急拡大する中国のモバイル決済

中国では、過去3年ほどでモバイル決済が急速に普及した。アリババの関連会社であるアリペイと、テンセントが提供するウィーチャット・ペイメントが大きなシェアを占めている。

両者とも、スマホのホーム画面から、以上で述べた個人間送金、実店舗やシェアサイクルなどでの QR コード決済、電子商取引決済、自動車相乗りサービスへのアクセスと決済など、多様なサービスが利用可能である。支払い先としてクレジットカードやデビットカードを登録することも可能であるが、銀行口座を登録することが多いとされ、欧州の PISP と似た面がある。

さらに決済に留まらず、余資運用や借入れ、決済以外のサービスの利用状況なども踏まえた利用者個人のクレジットスコアの表示など、多様な金融サービスが提供されている。

アリババやテンセントは、多くの人々が、その様々なサービスを利用するプラットフォーム企業となっており、決済ビジネス単独での収益化を必ずしも目的としていないとも言われる。決済手数料収入よりも、決済サービスを提供することによるサービス全体の価値の向上や、決済関連データの取得・活用を重視している。このため、加盟店への決済手数料も平均 0.6% 程度であり、このことも急速な普及の背景となっている¹⁾。

両サービスは、中国人海外旅行客の拡大を背景に、諸外国の店舗でも中国人観光客に対して利用可能とする動きが活発化している。さらに両者は、日本を含むアジア諸国などにおいて、同種のビジネスの現地展開を目指しつつある。

(4) 我が国における新たな電子決済の現状

我が国の場合、モバイルによる個人間送金は、携帯電話会社や一部の FinTech がサービスを提供しているが、普及途上である。英国や北欧では、銀行界が共同で個人間送金サービスを導入したことから、普及が促進された経緯がある。わが国の場合、金融審議会が 2015 年 12 月に全国銀行協会に対して検討を促したものの、導入の意思は未だ示されていない。

QR コード決済は一部の FinTech が導入し、またモバイル POS については既に多数のサービスが提供されているが、加盟店手数料は「価格破壊」と言えるほどの低下は実現しておらず、中国におけるように急速かつ広範な採用が実現するには至っていない。

我が国における PISP 型のサービスは、2017

年の銀行法改正において電子決済等代行業者という業務の一形態として位置づけられたところであり、実現は早くても2018年夏以降となろう。

なお我が国の場合、電子商取引が普及しつつあるものの、その決済は、未だに代引きやコンビニアンストアでの収納代行が選択され、結局、現金決済となっている場合も多い。

3 我が国のキャッシュレス化と諸外国の決済改革

(1) 未来投資戦略の問題点

以上のように、我が国におけるキャッシュレス化の促進のためには、新旧の電子決済のさらなる発展と普及が望まれるところである。

我が国は、既に2014年の日本再興戦略においてキャッシュレス化の推進を掲げ、2017年の未来投資戦略では、電子決済金額の民間消費支出に占める割合を、現状の2割弱というレベルから、10年後には4割まで引き上げることをKPI (Key Performance Indicator)として位置づけた。

しかしこの目標設定も施策の中身も、疑問無しとしない。まずKPIとして参照されている電子決済は、クレジットカード、デビットカード、電子マネーである。つまり、従来型の電子決済のうち、銀行口座振込や自動引落としなどが無視されている。さらに前記の通り、諸外国ではモバイルでの個人間送金やPISP型決済のような新たな電子決済が台頭し、これがキャッシュレス化の促進にも寄与しているが、これも考慮されていない。従来型の電子決済の一部のみを対象としたKPIが適切なのか、問われるところである。

決済電子化を急ぐインドでは、キャッシュレス化の進展度合いを示す適切な統計指標を開発することが重要であるとし、専門的な検討作業に着手している。

また我が国のキャッシュレス化推進策の中身を見ると、クレジットカード分野が主体となっている。海外発行カードを利用できるATMの普及促進も掲げられているが、こちらはキャッシュレス化というよりも、キャッシュの利用を促進する政策と言えよう。

キャッシュレス化政策は、クレジットカードを管轄する経済産業省が主導している。デビットカードや電子マネー、さらには個人間送金、PISP型決済などが、キャッシュレス化政策において明確に位置づけられていないのは、これらを金融庁が管轄しているためであろう。

クレジットカード関連の施策の中身としては、レシートの電子化やデータ活用が掲げられている。それぞれ意義はあるが、これがキャッシュレス化比率の引き上げにどの程度寄与するのであろうか。

現状の電子マネーの利用状況やデビットカードが普及と途上であることを踏まえると、KPIの達成可能性は十分あるとの説明もある²⁾。しかしKPIは新規政策の有効性、十分性を評価し、PDCAサイクルを回すために設定するものであり、現状の延長線上で実現可能な数値ならば、KPIの意味をなさない。

そもそも2027年に4割という数値自体、10年経っても2015年時点の米国のキャッシュレス比率に届かないことを、今から宣言していることに他ならない³⁾。現状の延長線ではなく、政府が丸となって新規かつより有効な政策を講じていくことにより、10年後に諸外国に劣らぬキャッシュレス化社会を実現しよう、という姿勢が示されてこそ、本来の未来投資戦略ではないか。

以下に見るように、諸外国では決済改革が急速に進展しており、現状のような取組みでは、むしろ諸外国にますます立ち遅れていくこととなる。

(2) 世界の決済改革の潮流

決済はあらゆる経済活動と切り離せない機能であり、円滑な決済環境の提供は、歴史的に重要な公共政策となってきた。決済の電子化も公共政策として各国で進展してきたが、この場合、預金という最も基本となる決済口座を提供する銀行界が、改革の主たる担い手であった。

すなわち、銀行が銀行間決済のインフラ構築やその運営を担う団体を設立し、銀行規制当局や中央銀行の政策を反映しつつ、キャッシュレス決済が可能な環境を整備してきたのである。

1950年代より、リテール決済については、銀行預金間の直接的決済ではなく、クレジットカードというキャッシュレス決済手段も登場し、ノンバンクによるサービスも提供されるようになったが、決済口座はあくまで銀行口座であり、銀行間決済システムに依存するサービスであった。また主要な国際ブランド会社は銀行界によって設立され、多くの国では、イシューアーマクワイアラーも銀行が担ってきた。

しかし1990年代後半に電子マネーの普及が始

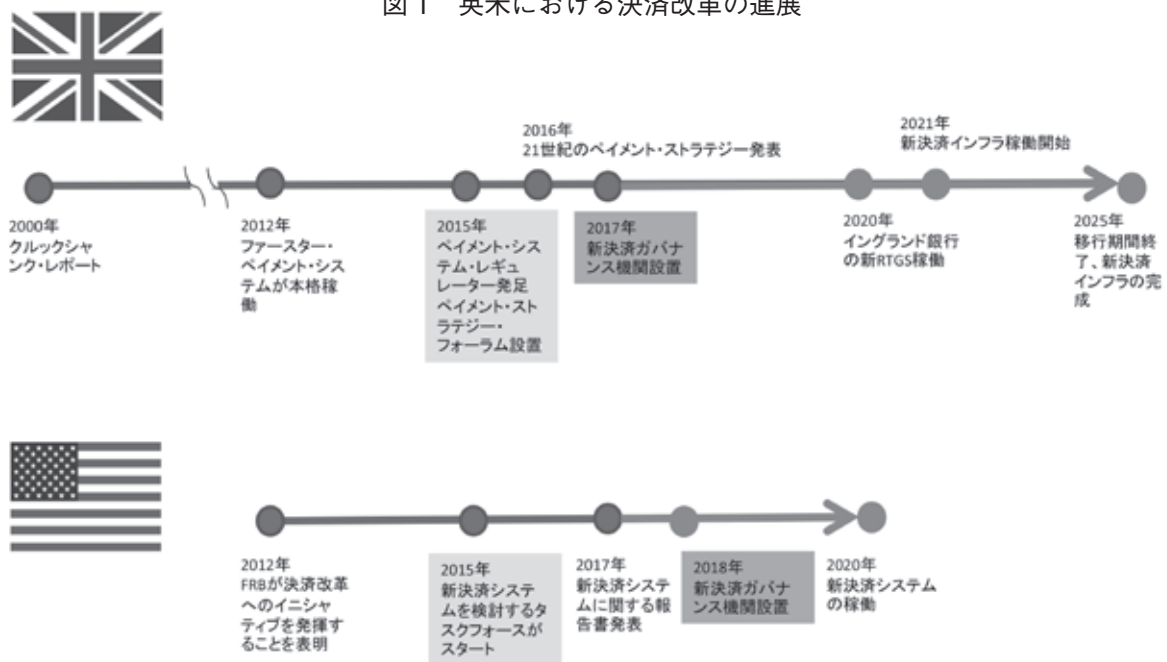
まり、ノンバンクが資金を預かり、決済口座を提供する状況が生まれた。また多くの国では、銀行以外の業者が、送金サービスや公共料金の徴収代行のような業務を銀行以外の業者が担ってきたが、ITの発達と共に、このようなサービスをより大規模に、また利便性の高い形で提供する業者も登場するようになった。

とりわけ2008年頃からスマホを初めとするモバイル端末が普及し、前記のようにモバイルを活用した決済や送金関連のサービスを提供するFinTechのプレイヤーが台頭するに至ったのである。

このように決済サービス提供者として銀行だけではなく、FinTechが重要な役割を占めるようになったことを受け、今日、決済分野の公共政策も、もっぱら銀行を念頭において遂行する姿から変容を迫られつつある。

この変化で先行しているのが、英国である（図1）。英国政府は2000年頃より、同国の決済サービスの効率性や質の低さを問題視し、各種の改革を導入してきた。問題の背景には、大手銀行

図1 英米における決済改革の進展



(出所) 野村資本市場研究所

による寡占構造があるとされ、その意味でも FinTech を積極的に受け入れ、英国リテール決済市場における、競争とイノベーションを活発化させることが優先課題に位置づけられているのである。

2015年、英国はペイメント・システム・レギュレーターという決済分野の競争政策を専担する新当局を設置し、その傘下にペイメント・ストラテジー・フォーラムを位置づけた。同フォーラムは、従来リテール決済運営を担っていた銀行界の団体に代わり、銀行関係者だけでなく、FinTech 関係者、そしてユーザー代表者も参加する形で、英国の決済のあり方を検討する組織である。

2016年、同フォーラムは「21世紀のペイメント戦略」を公表した。ここでは、既存のリテール決済インフラを一新し、FinTech も銀行と対等にアクセスしやすいものとする、そしてイノベティブな決済サービスが、競争的に提供される姿とすることが提言されている。それと同時に、インターオペラビリティ、すなわち、異なる業者間のサービスが相互に接続でき、ネットワーク経済性が発揮される姿を実現すべく、メッセージ標準や各種の仕様やルールの一統化を担う新たな決済ガバナンス機関を設置すべきとした。新ガバナンス機関は2017年末に設立され、2018年より新インフラの構築が本格化する。

以上の動きと並行し、イングランド銀行も民間銀行が中央銀行に開設する当座預金口座関連のシステム改革を進めているが、2017年には、銀行のみならず、FinTech による中央銀行口座へのアクセスを認めることとした。

こうした銀行中心ではなく、FinTech とエンド・ユーザーも主役に位置づけた英国型の決済改革は、米国やインドでも採用され、進展中である。

4 我が国の課題

人口減少を背景に、我が国においてはサービス産業の生産性向上やインバウンド需要の拡大が叫ばれているが、キャッシュレス化の推進はそれらに寄与する施策であることは言うまでもない。現金利用の抑制策も導入されれば、地下経済も縮小し、財政健全化にもつながる。我が国ほどキャッシュレス化の潜在的メリットが大きい国は珍しく、一方、我が国ほどキャッシュレス化が遅れている国も珍しい。

このメリットは、未来投資戦略におけるように、現状の延長線的な目標を掲げ、クレジットカード分野中心の限られた施策を講じていくだけでは到底享受できない。省庁の垣根を超え、また官民が協力し、国を挙げた取組みを展開していくことが不可欠である。

我が国では、メガバンクによる「デジタル・コイン」の発行やスマホの個人間送金サービス構想、あるいは多数の地銀を含む内外為替一元化コンソーシアムの動きなどが報じられている。さらに、いくつもの FinTech 企業が様々な電子決済の仕組みを既に導入しつつある。一見すると、我が国においては、リテール決済サービスを巡る競争とイノベーションが活発に展開し、キャッシュレス化の推進にも寄与するとの見方があるかもしれない。

しかし英国の事例で述べたように、異なるサービス間でのインターオペラビリティが実現していなければ、どの仕組みも社会の隅々にまで浸透することは困難であり、決済サービスとしての価値は限定的なままとなる。メッセージの標準化、仕様やルールなどの統一化が不可欠であり、我が国でも英国などにおけるように新たな決済ガバナンス機関が設立され、ユビキタス（誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、様々な手段を利用可能）でストレスフリーなペイメン

ト・ジャーニー（送金・決済の全プロセス）を実現していく必要がある。

その前提として、国家レベルのイニシャティブの下、ユーザーと決済サービス関係者が参集し、今後のリテール決済のビジョンを策定することがまず求められる。そして目指すべき姿とそれを実現するインフラやサービスの在り方、決済ガバナンス機関の在り方などについて合意する。このような共通フレームワークの中で、銀行やFinTechが活発な競争とイノベーションを追求する姿とする。英国や米国は、こうしたビジョン作りを経たうえで、新たな決済法制や決済インフラの構築に着手しているのである。

2017年11月、金融審議会の下に金融制度スタディグループが発足し、ITの発展を踏まえ、機能別・横断的な金融規制の整備などの検討が開始されたのは、大きな意義がある。ここでの議論を通じ、例えば銀行の為替業務と、FinTechの担う送金や前払式支払手段を用いた決済サービスなどに係る規制間の差異がより合理的なものとなれば、決済サービスを巡る競争とイノベーションの活発化が期待されよう。

しかし金融庁が主導する議論では、収納代行やクレジットカード業務などを含む、リテール決済サービス全体を包括する改革は困難であろう。また、法制度だけではなく、決済インフラ、決済ガバナンス機関などを含めたトータルな改革を実行する必要がある、まずその前提となるビジョン作りも欠かせない。

英国や米国は、そのようなプロセスを既に終え、抜本的な決済改革を始動させた。このままでは、キャッシュレス化に関する彼我の差が拡大するだけでなく、その結果として、我が国の国力全体の相対的低下が進むことが懸念されるのである。

【注】

- 1) Zennon Kapron & Michelle Meertens (2017: p46) 参照。
- 2) 戸邊千広 (2017: pp.23-24) 参照。
- 3) ちなみに2015年時点の韓国、中国の数値はそれぞれ54%、55%と、米国を大きく上回っている。経済産業省 (2017年: p7) 参照。

【参考文献】

- Zennon Kapron & Michelle Meertens, 2017, Social Networks, e-Commerce Platforms, and the Growth of Digital Payment Ecosystems in China: What It Means for Other Countries, Better Than Cash Alliance, April, p46
- 経済産業省、2017年、「FinTech ビジョン」、5月8日、p.7
- 戸邊千広、2017年、「データの利活用を中心に消費者にも事業者にもメリットが」『金融財政事情』、金融財政事情研究会、7月24日、pp.22-24
- 淵田康之、2017年、『キャッシュフリー経済』日本経済新聞出版社
- 淵田康之、2017年、「決済インフラ改革－混迷する日本、革新する米英」『野村資本市場クォーターリー』、秋号、pp.5-24

ふちた やすゆき

1958年北海道生まれ。1981年東京大学経済学部卒。野村総合研究所入社。同社資本市場研究部長を経て、2004年野村資本市場研究所設立に伴い同研究所執行役。2011年より研究理事。

2003年から2011年まで金融審議会委員。2010年より公認会計士監査審査会委員。シカゴ大学MBA。CFA認定証券アナリスト。

【著書】

『証券ビッグバン』

『電子証券取引』

『XBRL入門』

『グローバル金融新秩序』

『キャッシュフリー経済』 など。
